

より安全に電気製品をご使用いただくために

長期使用製品安全表示制度

平成 21 年 4 月より電気用品安全法で義務付けされました。
経年劣化による注意喚起表示の対象となる 5 品目について、経年劣化による重大事故発生率は、
高くないものの、事故件数が多い製品について消費者等に長期使用時の注意喚起を促すため、
長期使用製品安全点検制度と合わせて『長期使用製品安全表示制度』が設けられました。

本体や取扱説明書等への表示内容



【製造年】本体に西暦 4 ケタで表示してあります。
【設計上の標準使用期間】10 年
設計上の標準試用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

■ 弊社対象製品

『SC-230 吸気型・排気型』（製造販売終了）	床下換気扇
『SC-210 排気型』※	床下換気扇
『SPF-311』（製造販売終了）	床下拡散機
『SPF-345』（製造販売終了）	床下拡散機
『SPF-326』（製造販売終了）	床下拡散機
『SPF-250』※	床下拡散機
『JF-003』	床下換気扇

※ 保安装置・保安機構付コンデンサー品



床下換気扇の運転環境は、高湿度で埃の発生や粉塵も多く、異物（小動物）が侵入すること
もあります。そのような環境下での運転と経年劣化により支障が発生することがあり、そ
のまま運転を続けると、製品焼損などの事故に繋がるおそれがあります。

長年ご使用の換気扇の点検を！

こんな症状があったら・・・

- * 運転中に異音が出たり振動を感じる
- * 回転が遅い
- * スイッチを入れても作動しない
- * その他異常を感じた
- * 運転中に異臭がある

ご使用中止



以上の症状に該当する場合は、使用を中止し、事故防止の為、電源を切り、
必ず購入先の販売店もしくは工事店に点検・修理を依頼してください。



保証期間（5 年間）中に点検が無実施な機種や保証期間を超えた（特に 10 年を超えた）機種につき
ましては、お早めに販売店・工事店に点検依頼を必ずお願いいたします。

使用が 10 年を経過した製品に関しましては、安全・安心にお使いいただくためにも、製品の
買い替えまたは安全部品の交換をお勧めいたします。

販売店・工事店にご連絡が不能な場合やご不明な場合は、下記連絡先までお問い合わせください

株式会社日本衛生センター本社 営業部 042-576-0110 (TEL) 042-572-2142 (FAX)
〒186-0015 東京都国立市矢川 3-1-6 第 1 日衛ビル
ホームページからもお問い合わせいただけます ▶ <http://www.nippon.ec.com>